

防大衛第1020号  
平成3年11月21日

各 部 長  
殿  
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

防衛大学校本科学生の診療証の取扱いについて（通達）

改正 平成12年4月1日防大総第339号

平成22年4月1日防大総第477号

標記について、防衛庁職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号）第16条の規定に基づき、防衛大学校本科学生の診療証の取扱いについて、下記のとおり定めたので通達する。

## 記

### 1 趣 旨

この通達は、防衛大学校本科学生（以下「学生」という。）の診療証の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 診療証を交付要領及び有効期間

- (1) 診療証を交付する場合には、診療証交付台帳（別紙様式第1）に所要事項を記載し、診療証の交付、返納等の管理状況を明らかにするものとする。
- (2) 診療証の有効期間は、交付の日から次期更新日までとする。
- (3) 学生は、診療証の有効期間が経過した場合には、当該診療証を直ちに返納し、又は更新を受けなければならない。
- (4) 診療証の交付に関する事務は、衛生課長が行うものとする。

### 3 記号及び番号

診療証に使用する記号は、「自防大」とし、番号は、学生の学生証番号によるものとする。

#### 4 変更事項の届出

学生は、診療証の第一面の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに診療証記載事項変更届（別紙様式第2）に診療証を添付の上届出し、所要の訂正を受けなければならない。

#### 5 再交付

学生は、診療証を亡失又は損傷した場合には、速やかに診療証再交付申請書（別紙様式第3）により申請しなければならない。

#### 6 返 納

学生は、その身分を失ったときは、直ちに診療証を返納しなければならない。



別紙様式第2 (第4項関係)

指導教官印

平成 年 月 日

防衛大学校長 殿

所 属  
学 年  
氏 名  
印

診療証記載事項変更届

区分 項目	新	旧

添付書類：診療証

別紙様式第3 (第5項関係)

指導教官印

平成 年 月 日

防衛大学校長 殿

所 属

学 年

氏 名

印

診 療 証 再 交 付 申 請 書

下記の診療証を（亡失、損傷等）したので再交付を申請します。

記

記号・番号	自防大—
交付年月日	年 月 日
所 属	第 小隊
学 年	第 学年
氏 名	
生年月日	年 月 日
亡失年月日	年 月 日
亡失、損傷等の理由	

備考：1 不用の文字は抹消すること。

2 損傷等の場合の申請には、当該診療証を添付すること。